News Release

株式会社日本格付研究所
Japan Credit Rating Agency, Ltd.

17-D-0667
2017 年 11 月 22 日

――――― JCR グリーンボンド評価 by Japan Credit Rating Agency, Ltd. ―――――

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーンボンド評価の結果を公表します。

カナディアン･ソーラー･インフラ投資法人 長期借入金に Green 1 を付与

評価対象	：	カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人による下記借入金
分類	：	長期借入金
借入先	：	株式会社新生銀行をアレンジャー兼ブックランナー、株式会社みずほ銀行および株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする協調融資団
借入総額	：	157 億円
利率	：	基準金利（日本円 TIBOR）に 0.45%を加えた利率
借入実行日	：	2017 年 10 月 31 日
返済期限	：	本借入実行日より 10 年後の応当日
返済方法	：	一部分割弁済
資金使途	：	取得予定資産の取得代金の支払い、その他関連する費用等

＜グリーンボンド評価結果＞

総合評価	Green 1
グリーン性評価（資金使途）	g1
管理・運営体制及び透明性評価	m1

第 1 章:評価の概要

カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人は、東京証券取引所のインフラファンド市場に 17 年 10 月 30 日に上場した投資法人である。主として再生可能エネルギー発電設備（電気事業者による再生可能エネルギーの調達に関する特別措置法第 2 条第 3 項に定めるもの）及びこれに付随する再エネ発電設備・不動産等並びに再エネ発電設備に関連する再エネ発電設備・不動産対応証券に投資することを目的としている。

本投資法人は、カナディアン・ソーラー・プロジェクト株式会社がスポンサー、カナディアン・ソーラー・アセットマネジメント株式会社が資産運用会社である。

今次評価対象は、当該投資法人がその財務方針に則って実施した長期借入金である。本借入による取得資産は、当該投資法人の投資方針に従ってあらかじめ選定された 13 件の太陽光発電設備であり、JCR は、すべて第三者による技術デューディリジェンスレポート、土壌汚染レポート等を取得したことを確認している。その結果、環境改善効果を上回るような深刻な環境への負の影響を及ぼす可能性はなく、CO2 排出削減に大きく資するグリーンプロジェクトであると JCR は評価している。

また、今次評価対象の長期借入金は、JCR グリーンボンド評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金使途）」において”g1”、「管理・運営体制及び透明性評価」において”m1”となったため、「総合評価」は”Green1”となった。詳細な評価結果については次章で詳述する。また、本借入金は、グリーンボンド原則[1]及び環境省によるグリーンボンドガイドライン[2]において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

第 2 章:各評価項目における対象事業の現状と JCR の評価

評価フェーズ 1 ：グリーン性評価

JCR は評価対象について、以下に詳述する現状及びそれに対する JCR の評価を踏まえ、本借入金の資金使途の 100%がグリーンプロジェクトであると評価し、評価フェーズ1：グリーン性評価は、最上位である『g1』とした。

（1）評価の視点

本項では、最初に、調達資金が明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトに充当されているかを確認する。次に、資金使途がネガティブな環境への影響が想定される場合に、その影響について社内の専門部署又は外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られているかについて確認する。

（2）評価対象の現状と JCR の評価

資金使途の概要

a. 本投資法人のポートフォリオ構築方針において、太陽光発電設備等への投資割合は 90%以上とし、それ以外の再エネ発電設備等への投資割合は 10%以下と明記されている。

b. 取得資産の全てが太陽光発電設備等であり、評価対象の借入金が充当された資産は下表の太陽光発電設備 13 件（CS 南島原市発電所（東）及び同発電所（西）は 1 件と計算）である。

（取得資産一覧）

物件名称	所在地	発電出力	想定年間 発電電力量 （20 年間平均）	年間 CO2 削減量 （予測値） （20 年間平均）
CS 志布志市 発電所	鹿児島県 志布志市	999.00kW	約 1,385MWh	約 737 トン
CS 伊佐市 発電所	鹿児島県 伊佐市	910.00kW	約 1,038MWh	約 548 トン
CS 笠間市 発電所	茨城県 笠間市	1,965.60kW	約 2,359MWh	約 1,159 トン
CS 伊佐市第二 発電所	鹿児島県 伊佐市	1,861.20kW	約 2,381MWh	約 1,257 トン
CS 湧水町 発電所	鹿児島県 姶良郡	1,500.00kW	約 2,035MWh	約 1,075 トン

1 ICMA（International Capital Market Association）が作成したグリーンボンド原則

2 環境省　グリーンボンドガイドライン 2017 年版

（前ページ表続き）

物件名称	所在地	発電出力	想定年間 発電電力量 （20 年間平均）	年間 CO2 削減量 （予測値） （20 年間平均）
CS 伊佐市第三 発電所	鹿児島県 伊佐市	1,907.01kW	約 2,568MWh	約 1,356 トン
CS 笠間市第二 発電所	茨城県 笠間市	1,965.60kW	約 2,326MWh	約 1,142 トン
CS 日出町 発電所	大分県 速見郡	1,900.80kW	約 3,050MWh	約 1,610 トン
CS 芦北町 発電所	熊本県 葦北郡	1,462.00kW	約 2,649MWh	約 1,399 トン
CS 南島原市 発電所（東）	長崎県 南島原市	1,890.50kW	約 2,668MWh	約 1,409 トン
同発電所 （西）	長崎県 南島原市	1,455.00kW	約 2,022MWh	約 1,068 トン
CS 皆野町 発電所	埼玉県 秩父郡	1,990.00kW	約 2,994MWh	約 1,470 トン
CS 函南町 発電所	静岡県 田方郡	1,330.00kW	約 1,530MWh	約 751 トン
CS 益城町 発電所	熊本県 上益城郡	34,000.00kW	約 53,414MWh	約 28,203 トン

（引用元： 有価証券届出書ならびに技術デューディリジェンス報告書、想定年間発電電力量は発電所内消費分を除く）

c. 取得資産の詳細が明らかに太陽光発電設備に限られていること。太陽光発電は、グリーンボンド原則及び環境省のグリーンボンドガイドラインでも、再生可能エネルギー分類としてグリーンプロジェクトの具体例に挙げられている。

d. 取得資産で供給される太陽電池モジュール等太陽光発電設備のシステム部品等は、本投資法人のスポンサーが属する、カナディアン・ソーラー・グループにより製造されている。同グループは、太陽光発電設備の製造について、豊富な実績を有している。また、同グループは、太陽電池モジュールの製造から太陽光発電設備の開発及び運営までを一体的にカバーする「垂直統合型モデル」を採用していることによって、システム費用の抑制、コスト効率的な設計が可能となり、発電コストの引き下げを実現している。我が国では、固定価格買取制度の下、再生可能エネルギー拡大のため、全ての電力利用者が再生可能エネルギー発電促進賦課金を負担している状況にあるが、かかる国民負担の増加傾向を抑制するためには買取価格の中長期的な低下が不可欠である。JCR では、我が国の実情に合わせた運営による太陽光発電設備事業の高効率性、技術力、堅実な運営力が、同プロジェクトの長期的な持続可能性を高めていると考えている。

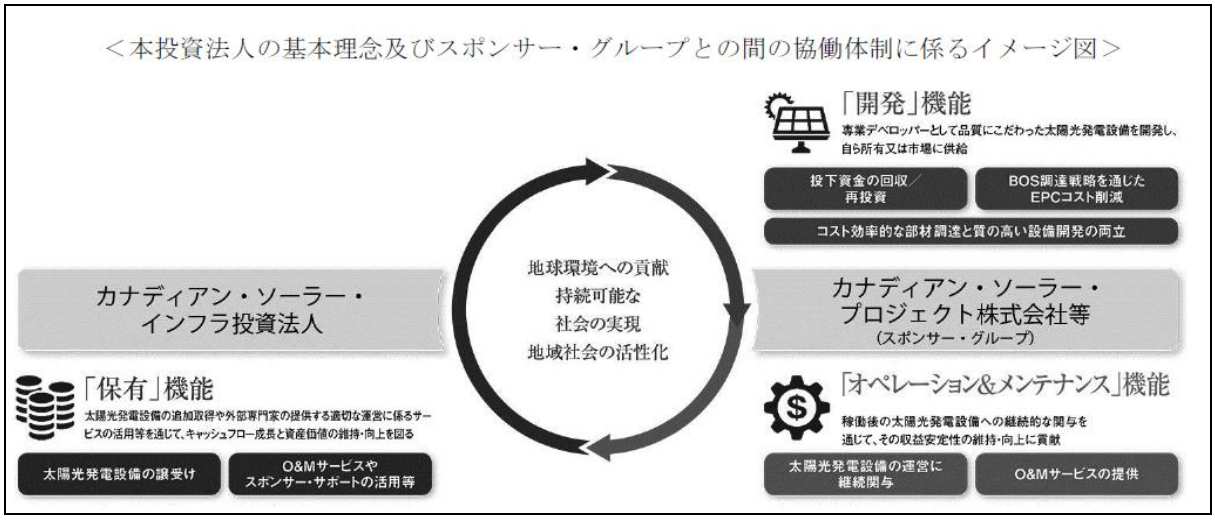

（引用元：カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人有価証券届出書　26 ページ）

e. 対象事業において使用される太陽電池モジュールについて、カナディアン・ソーラー・グループは以下の品質検査を受けている。

i テュフ・ラインランド社から ISO 認証を取得した工場で生産・管理を行っている。

ii カリフォルニア州エネルギー委員会（California Energy Commission）PTC レーティングにおいて多結晶シリコン太陽電池モジュールで最上位ランクの評価を獲得している。

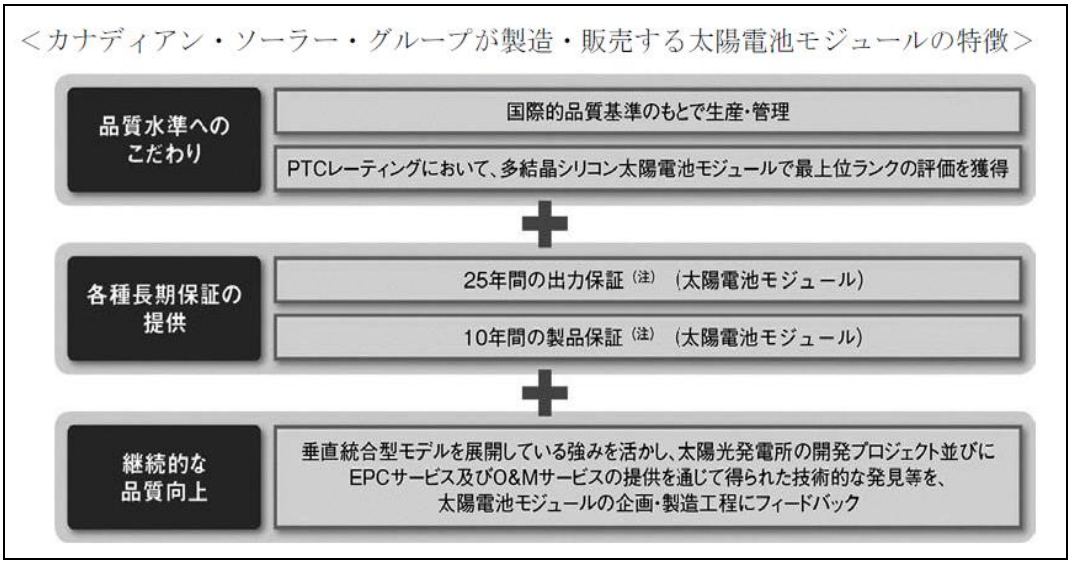

（引用元：カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人有価証券届出書　52 ページ）

f. 環境に対する深刻な負の影響は特に確認されていない（評価フェーズ２で詳述）

評価フェーズ２：管理・運営体制及び透明性評価

JCR は評価対象について、以下に詳述する現状及びそれに対する JCR の評価を踏まえ、管理･運営体制がしっかり整備され、透明性も非常に高く、計画どおりの事業の実施、調達資金の充当が十分に期待できると評価し、評価フェーズ2：管理･運営体制及び透明性評価は、最上位である『m1』とした。

1. 資金使途の選定基準とそのプロセスに係る妥当性及び透明性

（1）評価の視点

本項では、グリーンボンドを通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性、及び、一連のプロセスが適切に投資家等に開示されているか否かについて確認する。

（2）評価対象の現状と JCR の評価

a. 個々のプロジェクトについて、土砂災害などの環境調査がなされているほか、環境改善効果については、本評価に際して CO2 削減量の計算並びに第三者による確認を行った。この結果、グリーン性についての確認はなされている。（各発電所の CO2 削減想定量等の詳細は前項のグリーン性評価を参照のこと。）

b. 資金使途はグリーンボンド原則または環境省のグリーンボンドガイドラインに定義されているグリーンプロジェクトのうち、再生可能エネルギーに該当する。

c. 対象となるグリーンプロジェクト 13 件について、いずれも深刻な負の影響は想定されないことが有価証券届出書で明らかとなっている。
太陽光発電設備の設置に際して、環境に負の影響を及ぼす主なものは以下の通り

i. 事業対象サイトが山の斜面等を利用している場合に、土砂災害のおそれ
ii. ソーラーパネル機器・配線損傷による漏電、地震災害により破壊された発電機器からの感電被害などのおそれ
iii. ソーラーパネルの設置と景観との調和、ソーラーパネルからの反射光に対する近隣住民から苦情が出るおそれ

本件対象プロジェクトでは、各プロジェクトに関する環境への負の影響の有無について、デューディリジェンスの一部として土壌汚染レポートによる環境調査、立地環境に係る環境評価会社からの第三者評価が実施されている。

環境に負の影響を及ぼす主なものについては、下記の通り適切な緩和措置が取られており、環境改善効果を上回るような負の影響は想定されない。

i.については、グリーンプロジェクト 13 件の立地場所のうち 10 件は、土砂災害危険箇所に指定されていない。残りの 3 件については、土石流危険渓流地域に立地しているが、プレドリリング工法の採用やエリアによっては除根しないなどの工夫が行われており、一定の緩和措置がとられている。
ii.については、グリーンプロジェクト 13 件の O&M 業者であるカナディアン・ソーラーO&M ジャパン株式会社が監視・点検業務を行っており、機器異常が発生した場合は適切に対応を行っている。iii.については、法律ならびにグリーンプロジェクト 13 件の立地する地方自治体の条例を遵守するとともに、近隣住民への説明を実施し、理解ならびに協力を得る体制を築く努力を行っている。

d. 対象プロジェクトの選定基準及びそのプロセスの妥当性と透明性について。

（目標）
有価証券届出書によれば、当該借入金の資金使途を通じて実現しようとする環境面での目標（環境改善効果）は、地球環境への貢献、持続可能な社会の実現、日本の地域社会の活性化である。

（選定基準）
カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人では、取得資産にかかる企画・開発において、遵守すべき 4 項目を下記の通り定めており、環境への負の影響の緩和、長期的に安定的な発電事業実施に努めている。

i. **設備建設用地の厳選**
太陽光発電所の開発プロジェクトの計画及び基本設計段階において、以下の項目を十分に検討したうえで、設備建設用地の選定を実施している。

（ア）環境条件
（イ）接続電気事業者との連系
（ウ）敷地確保の容易性

ii. **設備の堅牢性確保**
太陽光発電所の開発プロジェクトにおいて、プロジェクト・マネージャー業務の推進を第二種及び第三種電気主任技術者、第一種電気工事士等の有資格の技術者が担当し、その監督のもと、実績豊富な大手 EPC 業者に元請発注を実施している。
提携エンジニアリング会社による、設備建設用地の機構・地質等を考慮した構造チェックに加えて、カナディアン・ソーラー・インクによる設計チェックを実施している。

iii. **高効率かつ出力安定的なモジュールの採用**

太陽光発電所の開発プロジェクトにおいて、カナディアン・ソーラー・グループ製モジュールを採用している。カナディアン・ソーラー・グループは、自身が供給する太陽電池モジュールに対して 25 年間の出力保証を行っている。

iv. **設備発電量損失の最小化**

太陽光発電所の開発プロジェクトの設計において、影の影響や送電ロス等の外的要因による設備発電量の損失を抑制するため、調達する機器・資材等の構成や設備のデザイン等の最適化に努めている。

（選定プロセス）

本プロジェクトではすべての太陽光発電設備等を、利害関係者から取得するため、本資産管理会社のコンプライアンス委員会における審議及び決議を経たうえで、投資運用委員会の決議後（取引金額が 50 億円以上の取引については取締役会の決議後）、さらにカナディアン・ソーラー・インフラ投資法人の役員会に上程され、同役員会において審議及び承認され、投資法人の同意を得ることにより、決定している。役員会は、執行役員と監督役員により構成され、監督役員は、執行役員から業務執行状況等の報告を受け、必要に応じて本資産管理会社の役職員に資産運用状況等の報告を求めている。以上により、厳格な選定プロセスを確保している。

なお、上述の選定基準、プロセスは有価証券届出書に記載されており、透明性が確保されている。

2. 資金管理の妥当性及び透明性

（1）評価の視点

調達資金の管理方法は、借入人によって多種多様であることが通常想定されるが、グリーンボンドの借り入れにより調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当されること、また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。

また、グリーンボンドにより調達した資金が、早期にグリーンプロジェクトに充当される予定となっているか、また、未充当資金の管理・運用方法の評価についても重視している。

（2）評価対象の現状と JCR の評価

a. 貸付基本合意書によれば、本借入金の資金使途は、対象発電設備等の取得資金及びこれに関連する諸費用の支払い資金等に使用することとなっており、その他多数貸付人が別途合理的に承諾する資金使途のうち、当該個別貸付に係る個別貸付契約に記載された資金使途に限られており、他の使途に使用することが出来ない。

b. 口座管理について、メイン口座の支出入科目が明らかとなっており、それらは全て代表勘定に記録されることとなっているため、追跡管理は容易である。

c. 本投資法人においては、投資主総会の決議で会計監査人を指名しているほか、内部管理及び監督役員を設け、両者が相互連携しながら、本投資法人の計算書類等が監査されることとなっている。

d. 本借入金は、貸付実行後全額が同日中に資産の取得に充当されたため、未充当資金はない。

3. レポーティング体制

（1）評価の視点

本項では、グリーンボンド借入前後の投資家等への開示体制が詳細かつ実効性のある形で計画されているか否かを、グリーンボンド借入時点において評価する。

（2）評価対象の現状と JCR の評価

a. 取得資産の CO2 削減量など環境改善効果は本評価の過程で算定を行い、第三者による確認も行った。（計算式など算定根拠も明らかとなっている。）

b. 資金使途の対象となった取得資産は、既に建設済みの発電所を購入するものであり、当該リスト、プロジェクト概要、資産評価等が有価証券届出書で明らかになっている。取得資産の状況については、今後年に 2 回予定されている有価証券報告書で定期的な開示がなされる予定であるが、環境改善効果については、定期的なレポーティングが行われるか注視してゆく。

4. 組織の環境への取り組み

（1）評価の視点

本項では、借入人が、経営陣が環境問題について、経営の優先度の高い重要課題と位置づけているか、環境分野を専門的に扱う部署の設置または外部機関との連携によって、グリーンボンド借入方針・プロセス、グリーンプロジェクトの選定基準などが明確に位置づけられているか、等を評価する。

（2）評価対象の現状と JCR の評価

a. 本投資法人のスポンサーであるカナディアン・ソーラー・インクは、環境及び社会配慮に対してより広範かつ深く貢献している。2016 年 11 月に公表された CSR レポートによれば、環境・社会配慮面での同社の達成した実績を抜粋すると以下の通りである。

i. 自社保有の PV プラント（太陽光発電所）の発電量を約 10 倍に増加させた。
ii. 2014 年に比して水使用量は 1MW あたり 23%削減された。
iii. 2014 年以降の排水量は 1MW あたり 35%減少した。
iv. 2012 年に比して、1MW あたりの CO2 排出量は、42%削減された。

b. 同社は、社会配慮面においても優れた実績を収めている。

i. 第三者機関が世界共通基準のもとで世界最大規模の調査を行い、エンプロイヤーブランドの高い企業を表彰する 2016 年ランスタッドアワード3で、カナダで最も魅力的な雇用主に選出された。
ii. 同ランスタッドアワードで、社会責任ランキング 1 位を獲得。
iii. 2015 年は、全雇用者の 70%以上に相当する約 6,300 人のスタッフにトレーニングを実施した。

c. 経営陣による明確な環境・社会配慮にコミットする意思表示がなされている。

会長兼 CEO である Dr. Shawn Qu 氏は、以下のように環境・社会配慮について述べている。

"持続可能な発展を世界中で後押しすることがカナディアン・ソーラーと私個人が追求する使命である。我々は、社会的に責任のある会社となりたいだけでなく、太陽光発電のバリューチェーンをめぐる供給者に持続可能な発展を実践し、また奨励してほしいと思っている。17GW を越える太陽光パネルを供給してきた太陽光発電の主要な世界的プレイヤーとして、我々は、日常ビジネスにおいて、持続可能な環境、人材育成、地域開発についての企業責任を常に考えてきた。本 CSR レポートは、我々のその努力の証である。"

d. カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人の資産運用会社は、カナディアン・ソーラー・インクの環境および社会に対する方針を遵守している。

3 日本では、日清食品ホールディングス、トヨタ自動車、サントリーホールディングス等が受賞している。

e. カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人の資産運用会社は、投資運用に関するリスク管理体制、規程、リスク管理方法、定期的チェックなどについて有価証券届出書で詳細に定めている。当該方針において想定されるリスクには、環境に関連するものも保有資産に関するリスクとして下記事項が特定されている。

i. 太陽光発電設備の欠陥・瑕疵に関するリスク
ii. 発電設備用地の瑕疵や境界に関するリスク
iii. 災害等による太陽光発電設備及び発電設備用地の毀損、滅失及び劣化のリスク
iv. 土地にかかる行政法規・条例等に関するリスク
v. 有害物質に関するリスク
vi. 埋立地に関するリスク
vii. 切り土および盛り土等の造成工事を行った土地に関するリスク

これらリスクは、各項目についてリスクの特定・把握、リスクリミット、低減策、対処方針等が定められている。

f. 各取得資産について、外部機関によるチェックを複数受けている。例えば、デューディリジェンスの一環として、土壌汚染レポートなどの環境調査、テクニカルレポート、などが挙げられる。

（参考）借入人および借入人のグループ親会社の概要

〈カナディアン･ソーラー･インフラ投資法人〉

16 年 6 月に設立され、17 年 10 月に東京証券取引所インフラファンド市場に上場した投資法人。再生可能エネルギー発電設備等を主たる投資対象として運用し、投資の 90%以上を太陽光発電設備等へ投資する。上場時の運用資産は、九州を中心に関東、東海地方を含む 13 発電所で、パネル出力合計は 72.7MW、取得資産総額は 304.3 億円である。本投資法人のスポンサーは、太陽光発電モジュールの世界的メーカーであり、太陽光発電所の開発も手掛ける、米 NASDAQ 市場上場のカナディアン・ソーラー・インク（CSI）のグループ企業、カナディアン・ソーラー・プロジェクト(CSP)である。CSP は、太陽光発電所のデベロッパーとして日本各地で太陽光発電所の開発を手掛け、当投資法人の当初の組み入れ資産のオペレーターも兼ねている。アセットマネジメント、O&M 業者も CSI のグループの企業が担っている。

当投資法人は、「基本理念」において、CSP との協働体制の下、再生可能エネルギー発電設備等を主たる投資対象として運用することにより、我が国における再生可能エネルギーの導入拡大を通じた「地球環境への貢献」を目指すとともに、「持続可能な社会の実現」及び「地域社会の活性化」にも寄与することを目指している。

当投資法人の取得資産である CS 益城町発電所では、16 年 4 月に熊本地震が発生した。設備には特段の被害はなかったが、大きな被害を受けた地元益城町に配慮し、CSP において工期の見直しや支援物資の提供を行ってきたことは、当投資法人の基本理念を象徴する出来事である。

〈カナディアン･ソーラー･インク(CSI)〉

01 年 10 月にカナダで設立された、太陽光発電モジュールの世界的メーカーで、スポンサー及び資産運用会社の親会社。製造における一貫生産から販売にとどまらず、メガソーラー発電所の開発・運用までをグループで手掛ける垂直統合モデルを指向している。

当社は、10 年に環境マネジメントシステムの仕様を定めた「ISO14001:2004」の EMS 認証を取得している。

また、経営方針の一つとして「環境方針」を定めており前述の CSP および当投資法人も、CSI グループとして、「環境方針」を順守した運営を行っている。

「環境方針」では、最高の環境基準を達成し、維持する業務に従事することを定めているほか、周囲の環境の重要性を認識し、環境を実際に改善するプロジェクトやサービスを提供するように努力すること等を打ち出している。

さらに、環境目標およびパフォーマンス等の妥当性及び効果について、毎年継続的レビューをし、審査を行うことや、「環境方針」についても継続的な適合性やパフォーマンスを確実にするために定期的に見直しを行っているなど、再生可能エネルギー事業を行う企業グループとして、環境を重視した経営を行っている。

■評価結果

評価対象の長期借入金は、JCR グリーンボンド評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金使途）」において”g1”、「管理・運営体制及び透明性評価」において”m1”となったため、「総合評価」は”Green1”となった。また、本借入金は、グリーンボンド原則及び環境省によるグリーンボンドガイドラインにおいて求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

【JCR グリーンボンド評価マトリックス】

管理･運営･透明性評価 / グリーン性評価	m1	m2	m3	m4	m5
g1	Green 1	Green 2	Green 3	Green 4	Green 5
g2	Green 2	Green 2	Green 3	Green 4	Green 5
g3	Green 3	Green 3	Green 4	Green 5	評価対象外
g4	Green 4	Green 4	Green 5	評価対象外	評価対象外
g5	Green 5	Green 5	評価対象外	評価対象外	評価対象外

■評価対象

借入人：カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人

【新規】

対象	借入額	借入実行日	返済期日	利率	評価
長期借入金	157 億円	2017 年 10 月 31 日	2027 年 10 月 29 日	（注）	JCR グリーンボンド評価 Green1 グリーン性評価 g1 管理・運営・透明性評価 m1

（注）基準金利（日本円 TIBOR）に 0.45%を加えた利率

（担当）梶原　敦子・梶原　康佑

＊本評価を実施するうえで使用した手法

JCR グリーンボンド評価手法の URL リンク

https://www.jcr.co.jp/download/dd0dd153cfb3b71dd0ab6cfb71577db766105dd6bd301a5037/20171027_グリーンボンド評価開始のお知らせ_2_2.pdf

本件グリーンボンド評価に関する重要な説明

1. JCR グリーンボンド評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンボンド評価は、評価対象であるグリーンボンドの発行により調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンボンドの資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該グリーンボンドで調達される資金の充当ならびに資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を完全に表示しているものではありません。

JCR グリーンボンド評価は、グリーンボンドの発行計画時点又は発行時点における資金の充当等の計画又は状況を評価するものであり、将来における資金の充当等の状況を保証するものではありません。また、JCR グリーンボンド評価は、グリーンボンドが環境に及ぼす効果を証明するものではなく、環境に及ぼす効果について責任を負うものではありません。グリーンボンドの発行により調達される資金が環境に及ぼす効果について、JCR は発行体または発行体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR グリーンボンド評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる

行為とは異なります。

3. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンボンド評価は、評価の対象であるグリーンボンドにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンボンド評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンボンド評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。JCR グリーンボンド評価のデータを含め、本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンボンド評価のデータを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等をすることは禁じられています。

■用語解説

JCR グリーンボンド評価：グリーンボンドの発行により調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンボンドの資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は 5 段階で、上位のものから順に、Green1、Green2、Green3、Green4、Green5 の評価記号を用いて表示されます。

■NRSRO 登録状況

JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ（http://www.jcr.co.jp/en/）に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部　　TEL：03-3544-7013　FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所
Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者　金融庁長官（格付）第 1 号
〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8　時事通信ビル